

葛城市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和8年2月27日

葛城市監査委員 森田 洋平

葛城市監査委員 奥本 佳史

# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2 監査の対象課

企画部、総務部、財務部、市民生活部、保健福祉部、こども未来創造部、産業観光部、都市整備部、会計課、上下水道部、教育部、議会事務局

### 3 監査の期間

令和8年1月7日から令和8年2月27日まで

### 4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料を精査し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、各部局の関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

### ■ 指摘事項

主な指摘事項は、次に掲げる3事項である。

#### (1) 収入未済に伴う不納欠損処理基準の策定について

現在、市が直接徴収している税金や料の一部で、滞納者の居所不明や高齢化により支払いが滞っているケースが見受けられる。各課では督促や調査を粘り強く続けているが、実際にお支払いいただくことが非常に難しい事案が見受けられた。

特に課題となっているのは、徴収の目途が立たない税金や料が長期間そのままになっている点である。現状ではこれらを不能欠損処理する基準が定まっておらず、各課での判断を難しくしていると考ええる。このまま徴収が困難な税金や料を抱え続けると、管理の業務負担が増えるだけでなく、決算の正確性を損なう恐れがあり、明確な不能欠損処理基準を設けることが必要と考える。

## (2) 適切な備品管理について

昨年度の指摘事項でも述べたが、備品管理は、市民の皆様の貴重な税金で取得した公有財産を、適切に守り活用していくための重要な業務である。本市において、購入する課と管理する課が分かれているなどといった事情から、長年実地での現物の確認が行われていないのが現状である。

管理の不徹底が紛失・盗難等のリスクにつながることもあるので、台帳と現物を一致させることは管理の基本と言える。年一回の棚卸や備品管理シールの貼付を実施し、現有資産の全容を正確に把握することで、適切な管理体制を確立することが重要と考える。

## (3) 公営企業が行う貸付金事業について

水道事業会計から土地開発公社への貸付金について、短期、長期ともに利率が0.30%に据え置かれている点、および貸付に際しての与信管理が十分でない点は、公金の厳正な管理という観点から改善の余地があると考えられる。

水道料金を原資とする公金を運用する以上、市場の実勢金利を考慮した適切な利息の設定や、相手方の財務状況を客観的に精査する手続きは、市民の皆様への説明責任を果たす上で欠かせないプロセスである。適正なルールに基づいた貸付条件の決定とリスク管理を徹底し、より健全かつ透明性の高い財政運営に努めていただくよう期待する。

## ■ 監査意見

主な監査意見は、次に掲げる2事項である。

なお、軽微な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

### (1) 尺土駅前周辺整備事業および国鉄・坊城線整備事業について

尺土駅前周辺および国鉄・坊城線の整備事業については、計画の大幅な遅延と変更によって、終結の目途が立たない状況になっている。

尺土駅前周辺整備事業は当初予定された年数・金額の超過も予想される。国鉄・坊城線整備事業についても停滞が常態化しており、計画の実現性を改めて精査すべき段階にある。

事業が長期化する中で、計画当初の前提条件はすでに変化しているため、過去の投資額に捉われず、市民にとって真に価値のある形へ、抜本的な見直しを検討すべき時期に来ていると考える。

(2) 団体への補助金交付のあり方について

団体への補助金を間接的に交付しているものが見受けられた。間接交付は、最終交付先の財政状況を正確に把握できないため、補助金の使途の透明性を損なう恐れがある。補助金の使途の透明性を確保するため、最終交付先の団体への状況把握に努めていただきたい。

また、団体の予算設定が適切でないものが見受けられた。団体の予算設定が不適切なものは、繰越金ありきの予算設定がされているのではないかと懸念されるので、団体への適切な指導が望まれる。

以上、定期監査報告とするが、今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められるとともに、事業の費用対効果を意識し、より効率的で質の高い市政運営への一層の努力を要望する。